

特 別 抗 告 状

平成26年5月23日

最高裁判所 御中

〒680-1165 鳥取市下味野415-1 (住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発気付 (送達場所)

(電話 050-5867-9930)

(FAX 0857-54-1781)

特 別 抗 告 人 宮 部 慎 太 郎

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

相 手 方 鳥 取 市

上 記 代 表 者 市 長 竹 内 功

上記当事者間の広島高等裁判所松江支部平成26年(行ス)第1号文書提出命令申立却下決定に対する即時抗告事件(原審・鳥取地方裁判所平成25年(行ク)第1号文書提出命令申立事件)(基本事件・鳥取地方裁判所平成24年(行ウ)第6号固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件)について、同裁判所が平成26年5月22日にした下記決定(平成26年5月23日告知)は不服であるから、特別抗告を提起する。

第1 原決定の表示

本件抗告を棄却する

第2 抗告の趣旨

原決定を破棄し、更に相当の裁判を求める。

第3 抗告の理由

おって、特別抗告理由書を提出する。

付 属 書 類

1 特別抗告状副本

1通